

○みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例

平成17年3月1日条例第78号

改正

平成18年6月23日条例第29号

平成18年12月27日条例第39号

平成19年3月28日条例第8号

平成20年3月21日条例第7号

平成22年3月18日条例第9号

平成23年12月20日条例第21号

平成25年3月19日条例第9号

みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度の身体障害又は知的障害を有する者について、医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 社会保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(2) 保険給付 社会保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費、高額医療費及び高額介護合算療養費をいう。

(3) 住所地特例地 次に掲げる居住地をいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設入所障害者が同項に規定する特定施設への入所前に有した居

住地（継続して2以上の特定施設に入所している特定施設入所障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等に入所又は入院（以下「入所等」という。）している者で次に掲げる居住地

（ア） 18歳未満の者で、その保護者の居住地

（イ） 18歳以上の者で、18歳未満より引き続き入所等していた者が18歳に到達した日において、その保護者の居住地

（ウ） 申請日において18歳以上の者で、入所等前に有した居住地

（対象者）

第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有し、又は本町を住所地特例地とする者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（18歳未満の児童を含む。）で、社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び住所地特例地を本町以外の市町村の区域内とする者を除く。

（1） 身体障害者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する重度身体障害者

（2） 知的障害者で、知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の35以下と判定された重度知的障害者

（3） 身体障害者かつ知的障害者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の3級に該当し、かつ、知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の50以下と判定された重複障害者

（助成額）

第4条 医療費の助成の額は、対象者の医療費について、保険給付を受ける者が負担すべき額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。）から、対象者1人につき各診療月500円の自己負担額を控除した額とする。ただし、社会保険各法による付加給付があるとき、又は法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付があるときは、その額を控除した額とする。

（助成の制限）

第5条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この条例に定める医療費の助成をしない。

- (1) 対象者の前年の所得（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条に定めるものをいう。以下この条において同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第20条に規定する額を超えるとき。
- (2) 対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者の生計を維持する者の前年の所得が法第21条に規定する額以上であるとき。
- (3) みやき町子どもの医療費の助成に関する条例（平成17年みやき町条例第70号）の適用を受けるとき。
- (4) みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成17年みやき町条例第69号）の適用を受けるとき。

（受給資格の登録）

第6条 医療費の支給を受けようとする対象者（以下「受給資格者」という。）は、規則で定めるところにより受給資格の登録を受けなければならない。

（助成の申請）

第7条 受給資格者が助成費の支給を受けようとするときは、原則として医療を受けた日の属する月の翌月初日から一年以内に、町長に申請するものとする。ただし、受給資格者の死亡等により受給資格者が申請することができないときは、当該世帯の世帯主又は町長が適当と認める者が申請するものとする。

（交付の時期等）

第8条 町長は、前条の規定に基づき申請があったときは、速やかに内容を審査し、助成費を交付するものとする。

（届出義務）

第9条 受給資格者は、規則で定める事項について変更があったときは、速やかに町長に届け出なければならない。

（助成費の返還）

第10条 町長は、偽りその他不正の行為により助成金の給付を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、助成金の給付事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を給付した場合において、給付を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償金の支払を受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中原町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和57年中原町条例第33号）、北茂安町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和57年北茂安町条例第13号）又は三根町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和50年三根町条例第32号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年6月23日条例第29号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、平成18年8月1日以後診療を受けた重度心身障害者医療費の助成から適用し、同日前に診療を受けた重度心身障害者医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月27日条例第39号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の規定は、平成18年10月1日以後診療を受けた重度心身障害者の医療費助成から適用し、同日前に診療を受けた重度心身障害者の医療費助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月28日条例第8号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(みやき町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 2 みやき町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成17年みやき町条例第70号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 3 みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成17年みやき町条例第78号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成20年3月21日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、平成20年4月1日以降診療を受けた重度心身障害者医療費の助成から適用し、同日前に診療を受けた重度心身障害者医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月18日条例第9号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第21号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 4 みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成17年みやき町条例第78号）を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成25年3月19日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。